

群馬大学医学部附属病院虐待等防止委員会規程

平成 26 年 10 月 14 日 制定

改正 平成 30 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に、高齢者及び障害者に対する虐待並びに配偶者からの暴力（以下「虐待等」という。）に対応するため、群馬大学医学部附属病院虐待等防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 虐待等に係る知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) その他虐待等の対応及び防止に関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 認知症疾患医療センター長
- (2) 関係診療科及び中央診療施設等から選出された教員 若干人
- (3) 南 8 階の看護師長
- (4) 救命・総合医療センター救急部門の看護師長
- (5) 患者支援センターの看護師長
- (6) メディカルソーシャルワーカー 若干人
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 2 号及び第 7 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 号の委員をもって充て、副委員長は同条第 2 号の委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成26年10月14日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第3条第2号及び第7号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。